交通安全だより

令和8年(2026年)12月

高槻警察署



年末の交通事故防止運動

令和8年12月1日（火）～12月31日（木）

運動の重点

○ 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及びヘルメット着用の促進

○ 夜間の交通事故防止及び飲酒運転の根絶

●酒気帯び運転●

〈罰則〉　3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



●酒酔い運転●

〈罰則〉　5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

●飲酒運転をしない場合でも●

・飲酒した人に自転車を貸す行為

・自転車利用者に対しお酒の提供や飲酒運転の車両に同乗する行為

に罰則が科せられる場合があります。

車と同様、自転車も飲酒運転は禁止です！



飲んだら乗るな！
乗るなら飲むな！

12月は忘年会やクリスマス、大晦日等で飲酒の機会が多くなりますが、飲酒運転は絶対しないでください！！



☆ 交通ルールをしっかり守って、新しい年を迎えましょう ☆



交通事故発生状況（令和8年1月1日から10月末日までの累計）確定値

高槻警察署管内

	死者数	発生件数	負傷者
2026年	0	452	496
2025年	3	434	464
増減数	-3	＋18	＋32

大阪府下

	死者数	発生件数	負傷者
2026年	93	20101	23217
2025年	96	20313	23425
増減数	-3	-212	-208